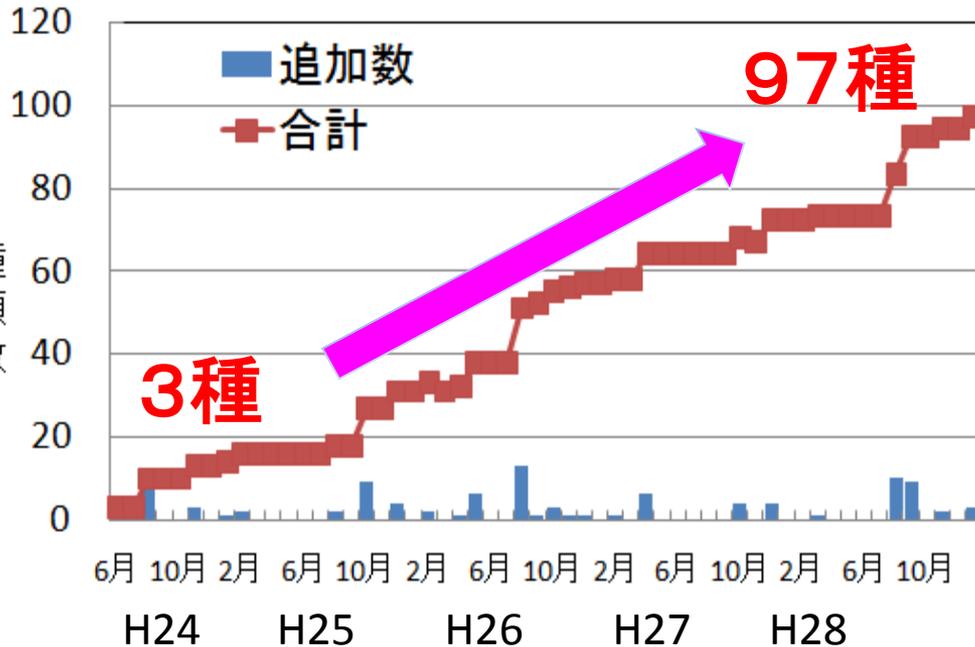


試験操業の対象種

当初**3種**から開始、平成29年3月末現在**97種**まで増加



試験操業対象種の拡大経過

魚類 71種

アオメエソ、キアンコウ、コウナゴ、ヒラメ、マアナゴ、マコガレイ、マガレイ、マコガレイなど

甲殻類 8種

ケガニ、ズワイガニ、ヒラツメガニなど

イカ・タコ類 7種

スルメイカ、ヤリイカ、マダコ、ミズダコなど

貝類 9種

アサリ、アワビ、シライトマキバイ(ツブ)、ホッキガイなど

その他 2種

オキナマコ、キタムラサキウニ



対象種の考え方の変更

平成29年3月に福島県漁連の出荷方針を改定

これまでは追加方式

対象種を追加し97種まで拡大



出荷制限魚種を除く全てを対象

事故前のように、販売状況をみながら対象種を選ぶことが可能に

*ただし、モニタリング検査を行っていない魚種は、県のモニタリング検査を行ってから出荷対象にします。